

主観的事項審査基準について

小松市内に主たる営業所を置く建設業者に対して主観点数を付与します。主観的事項に関する調査票を記入し、提出してください。評価項目のうち工事成績評定及び優良建設工事施工業者表彰にかかる主観点数については、該当業種ごとに加点・減点するものとし、その他の評価項目については、申請を希望する全業種共通に加点・減点します。主観点数の合計が0点の場合でも調査票を提出してください。

また、小松市内に主たる営業所を置く建設業者以外の方に対する主観点数の付与はありません。
(主観的事項に関する調査票の記載・提出は不要です。)

主観的事項の審査は毎年行ないます。申請期間に調査票の提出がない場合、当該年度の主観点数の付与はありません。

1. 工事成績評定

令和6年1月1日から令和7年12月31日までの間に完成検査を受け、小松市から工事成績評定の通知を受けた工事について、工事業種ごとの成績評定の平均点により下記のとおり主観点数を加点・減点します。JVの構成員としての施工実績も含みます。主観的事項に関する調査票の記載は、業種ごとに契約単位で行ってください。

工事成績評定点	付与数値
80点以上	+ 30点
75点以上 80点未満	+ 20点
73点以上 75点未満	+ 10点
70点以上 73点未満	+ 5点
65点以上 70点未満	0点
62点以上 65点未満	- 10点
60点以上 62点未満	- 20点
60点未満	- 30点
受注工事なし	0点

2. 優良建設工事施工業者表彰

令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に、小松市建設工事表彰実施要綱第2条第1項第1号から第4号に該当し受賞された実績により、受賞工事の業種ごとに主観点数を加点します。JVの構成員としての受賞も実績として認めます。

受賞実績	付与数値
優良建設工事表彰	+ 20点
建設技術提案工事表彰、人材育成貢献工事表彰、環境共生貢献工事表彰（上限：+ 10点）	+ 10点
受賞なし	0点

(上限：+ 20点)

3. 技術者数

令和7年12月31日現在における建設業法第27条第1項の規定による技術検定に合格した者、監理技術者資格者証を有する者または建築士法に規定する建築士の免許を有する者の実人数により下記のとおり主観点数を申請する全業種に加点します。

技術者の種類	付与数値（1人あたり）
1級技術者（監理技術者を含む）	+ 2点
2級技術者	+ 1点

(上限：+ 20点)

添付書類：経営事項審査申請時の技術職員名簿写し

(氏名欄に1級または2級で色分けし、マーカー等でしるしをつけてください。退職者がいる場合は退職年月日を明記してください。追加者がいる場合は追加記入し、資格と雇用を確認できる書類を添付してください。)

4. 指名停止措置の有無

令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に、小松市の指名停止措置を受けた期間の累計により下記のとおり主観点数を申請する全業種に対して減点します。

なお、指名停止期間の始期が上記期間中に含まれる場合を対象とします。(指名停止期間の始期が令和6年12月31日以前の場合は、終期が令和7年1月1日以降であっても点数の対象となりません。)

指名停止期間（累計）	付与数値
なし	0点
1か月未満	- 20点
1か月以上 2か月未満	- 30点
2か月以上 3か月未満	- 40点
3か月以上	- 50点

5. 次世代育成雇用環境の整備

令和7年12月31日現在、「次世代育成支援対策推進法」第12条の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定し厚生労働大臣（労働局）に届出をしている者（行動計画期間中であること）及び同法第13条の規定に基づく認定を受けている者に対し、申請する全業種に対して下記のとおり主観点数を加点します。

雇用状況	内容	付与数値
常時雇用する労働者数 100人以下	一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣（労働局）にその旨を届け出ている	+ 5点
	「次世代育成支援対策推進法」第13条の規定に基づく認定を受けている	+ 10点
常時雇用する労働者数 101人以上	常時雇用する労働者数が101人以上で「次世代育成支援対策推進法」第13条の規定に基づく認定を受けている	+ 5点
なし		0点

(100人以下上限：+ 10点 101人以上上限：+ 5点)

添付書類：(届出) 厚生労働大臣（労働局）に届出した書類で、受付印が押してあるものの写し
(認定) 基準適合一般事業主認定通知書の写し

6. 障がい者の雇用状況

令和7年6月1日現在、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第2条に定める障がい者を法定雇用障がい者数を超えて雇用している者に対し、下記のとおり主観点数を申請する全業種に対して加点します。

※障がい者数の算定方法は「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定によります。

雇用状況	付与数値
① 障がい者の雇用義務があり（労働者40人以上）、法定雇用障がい者数（法定雇用率2.5%）を超える障がい者を雇用している。	+ 10点
② 障がい者の雇用義務がない（労働者40人未満）が、障がい者を雇用している。	
なし	0点

添付書類：①ハローワークに提出した「障害者雇用状況報告書」（ハローワークの受付印があるもの）の写し

②障がい者であることを証明するもの（障害者手帳、療育手帳、障害者年金等）の写し及び常時雇用していることを確認できるもの（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等）の写し、賃金台帳等直近3か月分）

7. 除雪・災害及びその他地域貢献の有無

令和7年度において、小松市との除雪・災害等の契約締結の有無及びその他地域貢献の有無により、下記のとおり主観点数を申請する全業種に対して加点します。

契約締結及び協力の有無		付与数値
除雪	自社調達の機械で道路除雪業務を実施する。 (機械及びオペレーターの提供)	+ 10点
	市から貸与された機械で道路除雪業務を実施する。 (オペレーターの提供のみ：自社調達の加点者は対象外)	+ 5点
災害	災害協力協定を締結している協会等の会員((社)小松能美建設業協会、小松管工事協同組合、石川県電気工事工業組合、石川県瓦工事協同組合)	+ 5点
地域貢献	小松市消防団への協力(小松市消防団協力事業所表示制度実施要綱第4条第1号(2名以上の消防団員を5年以上雇用)に該当し、小松市消防団協力事業所に認定されたもの)	+ 5点
	なし	0点

(除雪：上限+10点)

8. 業種別ランク表

点数は経審の総合評点（P）に主観点数を加えた値です。

	A ランク	B ランク	C ランク	D ランク
土木一式工事	850 点以上	710 点以上 850 点未満	590 点以上 710 点未満	590 点未満
建築一式工事	770 点以上	660 点以上 770 点未満	580 点以上 660 点未満	580 点未満
設備工事 ※	770 点以上	680 点以上 770 点未満	610 点以上 680 点未満	610 点未満
舗装工事	840 点以上	700 点以上 840 点未満	700 点未満	
造園工事	690 点以上	580 点以上 690 点未満	580 点未満	
上記以外の工事	730 点以上	690 点以上 730 点未満	650 点以上 690 点未満	650 点未満

※設備工事：電気工事、管工事、電気通信工事、機械器具設置工事、消防施設工事、
清掃施設工事